

高崎市高齢者あんしんセンターこまい運営規程

(事業の目的)

第1条 高崎市が委託し、医療法人社団醫光会（以下「事業者」という。）が受託運営する高崎市高齢者あんしんセンターこまい（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び地域支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるように利用者の立場に立って支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービス等を適切に確保できるようにその調整に努めるとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される包括的かつ継続的なサービス体制を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	高齢者あんしんセンターこまい
所在地	高崎市宿大類町 921 番地 2 2 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センター職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	職員数	職 務 内 容
管理者	1名（常勤職員 のうちから選任）	センター職員の管理に関する事、業務の実施状況の把握、指揮命令等に関する事を行う。
保健師 その他これに準ずるもの	1名以上	包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築業務、任意事業等に関する事を行う。
社会福祉士 その他これに準ずるもの	1名以上	包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築業務、任意事業等に関する事を行う。
主任介護支援専門員 その他これに準ずるもの	1名以上	包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業、指定介護予防支援業務、第1号介護予防支援事業、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築業務、任意事業等に関する事を行う。
認知症地域支援推進員	1名（常勤職員 のうちから選任）	認知症総合支援事業に関する事を行う。

事務職員	各事業の事務処理に関することを行う。
------	--------------------

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、市との協議により必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、高崎市の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) センターは、営業日及び営業時間以外においても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主な事業内容)

第6条 センターが実施する主な事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合相談・支援
- (2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援
- (3) 一般介護予防
- (4) 権利擁護
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (6) 地域ケア会議の運営
- (7) 在宅医療・介護連携推進
- (8) 生活支援体制整備
- (9) 認知症施策推進
- (10) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (11) その他、市が必要と認める事業

(対象者)

第7条 センターで行う事業の対象者は、概ね65歳以上の市内の高齢者及びその家族とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に基づき、市が定める「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント業務受託の手順」により実施し、次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所
利用者の居宅又はセンターの相談室、その他必要と認められる場所とする。
- (2) アセスメントの実施
利用者及びその家族との面談によりアセスメントを実施し、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) 介護予防サービス計画の作成等
 - ①アセスメント結果等を踏まえ、サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために

行うべき支援内容及び期間等を記載した介護予防サービス計画を利用者等と調整し作成する。

②介護予防サービス計画の内容、利用者負担等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

③介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者等に交付する。

(4) 実施状況の把握等

①利用者との面談等により定期的に介護予防サービス計画の実施状況や利用者の状態等を確認するとともにその結果を記録し、必要に応じて計画変更等を行う。

②介護予防サービス計画に位置付けた期間のおおよそ中間にあたる月及び終了時に、当該計画の目標の達成状況等について評価する。

(指定介護予防支援の利用料の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は無いものとする。

(市との協議)

第10条 センターの円滑かつ適切な運営の確保に関しては、市との協議を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は高崎市大類地域、京ヶ島一部地域（矢島町、西島町、一ツ谷町）とする。

(虐待への対応)

第12条 センターは高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等の規定により、センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、センター職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) センター職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等の規定に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をするものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 センターは、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 センターは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターはセンター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業者は、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、センター職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、センター職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理の体制）

第16条 利用者及びその家族等からの苦情に対応する窓口（連絡先）は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 高齢者あんしんセンターこまい | 電話027-352-6366 |
| (2) 高崎市福祉部長寿社会課 | 電話027-321-1319 |
| (3) 高崎市福祉部介護保険課 | 電話027-321-1250 |
| (4) 群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話027-290-1323 |

（事故発生時の対応）

第17条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、センターは速やかに必要な措置を講ずるとともに、市、保険者、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

(秘密保持)

第18条 センター職員は、正当な理由なく、業務上知り得た高齢者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も同様とする。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た高齢者及びその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(公平・中立性)

第19条 センターは、その運営にあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮するものとする。

(委任)

第20条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、市とセンターとの協議により別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。